

**「第3期県民健康調査データ管理システム導入事業」に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、第3期県民健康調査データ管理システム導入事業に係るシステム構築・機器等賃貸借、保守及び運用業務にあたり、その契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第3期県民健康調査データ管理システム導入事業

(2) 履行期間

ア) 開発期間

契約日から2025（令和7）年2月28日まで

※期間内に引き渡しが完了すること

イ) 賃貸借期間

2025（令和7）年3月1日から2030（令和12）年2月28日まで

ウ) 運用保守期間

2025（令和7）年3月1日から2030（令和12）年2月28日まで

(3) 業務内容

別紙「第3期県民健康調査データ管理システム調達仕様書（以下、「調達仕様書」という。）」
のとおり

(4) 見積限度額

1,496,130,720円（消費税を含む）

【見積金額算出にあたっての注意事項】

- ・見積限度額は、プロポーザルのために設定した上限額であって予定価格ではないため、予定価格については、本見積限度額の範囲内で別途設定する。
- ・本提案にかかる見積金額が見積限度額を超過している提案書は、別紙「提案評価基準」の基本要件を満たさないこととなり、不合格とし評価の対象外とする。
- ・見積金額にはデータ移行費、システム改修費、現行機器類の撤去費は含まない。
また、契約終了後、リース対象物件を返却する際のデータ消去及び撤去費用は貸主負担とする。
- ・今回提出される見積金額は最終契約額ではないこと（本要領「10 契約締結」参照）。
- ・契約金の支払いについては、システム運用保守開始後5カ年にわたる60回払いとする。

3 参加資格

参加表明の時点において、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 別紙「調達仕様書」中、「11-7 作業体制等」の記載要件をすべて満たす者であること。

4 日程

参加表明書の提出期限	2023（令和5）年1月27日（金）17時（必着）
質問書の受付期限	2023（令和5）年1月30日（月）17時（必着）
参加資格審査結果通知 プレゼンテーション等の詳細通知	2023（令和5）年2月 3日（金）
質問書に対する回答期限	2023（令和5）年2月 6日（月）
提案書の提出期限	2023（令和5）年3月 1日（水）17時（必着）
プレゼンテーションの実施	2023（令和5）年3月14日（火）
プロポーザル審査結果の通知	2023（令和5）年3月下旬
業務仕様等に係る協議・調整	審査結果通知後、速やかに
契約締結	業務仕様等に係る協議が整い次第、速やかに

5 参加表明書の提出

当該公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出すること。

- (1) 提出書類
- ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - イ) 参加資格調書（様式第2号）
- (2) 提出期限 本要領「4 日程」参照
- (3) 提出場所 本要領「12 提出先及び問い合わせ先」参照
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 参加資格審査結果の通知
参加表明を行ったすべての者に対し、資格審査の結果を通知する。
- (6) 注意事項
- ア) 郵送の場合は、封筒の表に「第3期県民健康調査データ管理システム導入事業 参加表明書類在中」と朱書きのうえ、一般書留郵便又は簡易書留郵便により送付すること。
 - イ) 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時までを受付時間とする。

- ウ) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、公募型プロポーザルへの参加を認めない。
- エ) 提案受付期間に参加資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

6 質問書の受付

質問については、下記により行うものとする。

- (1) 受付期限 本要領「4 日程」参照
- (2) 提出方法
公募型プロポーザルに係る質問書（様式第3号）は電子メールにより下記アドレスへ送付すること。
公立大学法人福島県立大医科大学 放射線医学県民健康管理センター
情報管理・統計室
宛先：j o k a n @ f m u . a c . j p
- (3) 質問書に対する回答
参加資格が認められたすべての者に対し、電子メールで回答する。
- (4) 注意事項
 - ア) 質問書送付の際の件名は「【質問書】第3期県民健康調査データ管理システム導入事業」とすること。
 - イ) 電話による口頭での質問等、質問書以外での質問は受け付けない。

7 提案書の提出

参加資格が認められた者は、別紙「調達仕様書」の内容を踏まえ、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提案書類
 - ア) 公募型プロポーザルに係る提案書（様式第4号）
 - イ) 別紙「第3期県民健康調査データ管理システム導入事業 提案書作成要領（以下、「提案書作成要領」という。）」中、「1. 提案書類の構成」に掲げる書類
- (2) 提出部数 12部
※ただし、公募型プロポーザルに係る提案書（様式第4号）及び見積書については1部
- (3) 作成方法
別紙「提案書作成要領」参照
- (4) 提出期限 本要領「4 日程」参照
- (5) 提出場所 本要領「12 提出先及び問い合わせ先」参照
- (6) 提出方法 郵送又は持参
- (7) 注意事項
 - ア) 郵送の場合は、封筒の表に「第3期県民健康調査データ管理システム導入事業 提案書類在中」と朱書きのうえ、一般書留郵便又は簡易書留郵便により送付すること。
 - イ) 持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時までを受付時間とする。

8 プレゼンテーションの実施

本要領「5（5）参加資格審査結果の通知」により参加資格が認められた者について、プレゼンテーションを実施する。

（1）実施日 本要領「4 日程」参照

（2）場所 公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

（3）内容

提案説明及び質疑応答を含め30分程度

※詳細については参加資格審査結果に併せて通知

（4）注意事項

- ・事前に通知した開始時間に遅れた場合、審査の対象としない。
- ・提案書審査の結果、別紙「提案評価基準」の基本要件を充足していない場合は、事情確認のうえ、審査の対象としない場合がある。

9 最優秀提案事業者の選定方法

（1）提案内容に係る審査は、別紙「提案評価基準」に基づき、福島県立医科大学及び学外の専門家で構成された公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）が行う。

（2）審査会は、参加表明書等に基づく審査の結果、参加資格が認められた者がその後提出する提案書の内容及びプレゼンテーションにより、その適性を総合的に審査し評価点の順位付けを行い、最優秀提案事業者を選定する。

（3）審査結果（評価点及び順位）については、審査対象となった提案者全員に文書で通知する。

10 契約締結

本要領「9 最優秀提案事業者の選定方法」により、最優秀提案事業者として選定された者について、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に定める随意契約の相手方として、当該業務委託の契約に係る協議を行うものとする。

なお、契約金額は今回提出された見積金額がそのまま採用されるものではなく、業務仕様書を確定した後、改めて見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

また、選定された最優秀提案事業者が、本要領「3 参加資格」を満たしていないこと、又は「調達仕様書」中「第11章 契約条件等」に反することが判明した場合、その他の理由により契約が不可能となった場合には、次点の者と契約に係る協議を行うものとする。

※契約締結に関する特記事項

本公募型プロポーザルは、その契約に係る予算が承認され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、効力が生じる。

11 その他参加に当たっての確認事項

- （1）当該提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- （2）提出された提案書等は、返却しない。
- （3）提案書類は審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （4）提出書類について、本業務以外の目的で使用しない。

- (5) 参加者の提案書の著作権は参加者に帰属し、最優秀提案事業者の提案書の著作権は契約締結時点で当学に帰属するものとする。
- (6) 提出書類は、福島県情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (7) 参加表明や提案、契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 提案書の提出をもって、参加者が本要領の内容に同意したものとみなす。
- (9) 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

1 2 提出先及び問い合わせ先

公立大学法人福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター 情報管理・統計室（みらい棟7階）

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

電話 024-581-5393

FAX 024-581-5395

1 3 Summary

- (1) Nature/quantity of the item to be procured:

Third-phase development and implementation of a data management system for the Fukushima Health Management Survey/1(one) fully functional package

- (2) Time limit of tender:

March 1, 2023, 5:00 pm JST (Postal submission must also arrive by this time.)

- (3) Contact point regarding this notice:

Office of Information Management and Statistics

Radiation Medical Science Center for the Fukushima Health Management Survey

Public University Corporation Fukushima Medical University

7th Floor, Mirai Bldg., 1 Hikarigaoka, Fukushima City, Fukushima Prefecture, 9601295,
JAPAN

Phone: +81-24-581-5393

Fax: +81-24-581-5395

Email: j o k a n @ f m u . a c . j p